

感染症広域情報：サル痘の発生状況
(サル痘を風土病としない複数国での発生) (その8)

●世界保健機関（WHO）は、7月6日、本年1月以降、サル痘症例をこれまでに報告していない国・地域を含む59か国・地域から、計6,027件の感染症例が確認されている旨発表しました。

また、パナマ、エクアドル、ジャマイカ、ドミニカ共和国、スロバキアの保健当局より、感染症例が確認された旨発表されています。

●現在有効な予防法としては、症状のある者やサル痘を有する可能性のあるげっ歯類等のほ乳類との接触を避け、石けんやアルコールベースの消毒剤を使用した手指衛生を行うこと等が推奨されています。

●WHO又は各国保健当局によってサル痘ウイルスが確認されている64か国・地域（ベナン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ガーナ、ナイジェリア、南アフリカ、アルゼンチン、バハマ、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー、プエルトリコ、米国、ベネズエラ、レバノン、モロッコ、ア首連、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトビア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、トルコ、豪州、台湾、韓国、シンガポール、パナマ、エクアドル、ジャマイカ、ドミニカ共和国、スロバキア）に渡航される方は、特に感染予防に御留意ください。なお、それ以外の国・地域に渡航される方についても、今後渡航先において感染が確認される可能性があるところ、感染予防に御留意願います。

○7月6日付WHOによる発表（英文）

https://cdn.who.int/media/docs/default-source/2021-dha-docs/20220706_monkeypox_external_sitrep_final.pdf?sfvrsn=1b580b3d_4&download=true

1 サル痘の発生状況

世界保健機関（WHO）は、7月6日、本年1月以降、サル痘症例をこれまでに報告していない国・地域を含む59か国・地域から、計6,027件のサ

ル痘ウイルスへの感染症例が確認されている旨発表しました。同機関によれば、ナイジェリアから１名、中央アフリカから２名の死亡者が報告されています。また、パナマ、エクアドル、ジャマイカ、ドミニカ共和国、スロバキアの保健当局より、感染症例が確認された旨発表されています。

２ サル痘について

（１）概要

サル痘はリスなどのげっ歯類が自然宿主として考えられ、天然痘同様の症状を伴う急性発疹性疾患です。従来、アフリカに発生する風土病であり、２０２２年１月以降、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ガーナ、ナイジェリアにおいて症例が報告されています。

（２）症状

潜伏期間は５～２１日（通常は６～１３日）、致死率は数％～１０％と報告されています。初期症状は、発熱、悪寒、背中の痛み、筋肉痛、リンパ節の腫れ等であり、発熱後１～３日で特徴的な発疹が顔や四肢に現れ、口の中や性器、目にも発疹が現れることがあります。臨床的には天然痘と区別が困難です。

（３）予防法

サル痘の流行地では以下のような感染予防対策を心がけ、感染が疑われる場合には、直ちに医師の診察を受けてください。

- 症状のある人の飛沫・体液等との接触を避ける。
- 石けんと水、またはアルコールベースの消毒剤を使用した手指衛生を行う。
有症状者が使用した服、寝具、タオル、食器等に触れる際は特に手指衛生に気をつける。
- サル痘を保有する可能性のあるげっ歯類等のほ乳類（死体を含む。）との接触を避け、野生の狩猟肉（ブッシュミート）を食べたり扱ったりすることを控える。
- イベント等、大勢の集まりに参加する場合は、人と適度な距離をとること。

（４）治療

対症療法

（参考）

○厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/monkeypox_00001.html

○厚生労働省検疫所

https://www.forth.go.jp/news/20220521_00001.html

○国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/408-monkeypox-intro.html>

3 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4919

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地在外公館連絡先)

各国の在外公館は以下の外務省ホームページをご参照ください。

○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>